

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十三号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 特別養護老人ホーム（第二条一第二十条）
- 第三章 ユニット型特別養護老人ホーム（第二十一条一第二十八条）
- 第四章 地域密着型特別養護老人ホーム（第二十九条一第三十三条）
- 第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第三十四条一第三十七条）
- 第六章 雑則（第三十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 特別養護老人ホーム

（基本方針）

第二条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下この章において「処遇計画」という。）に基づき、入所者の居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生及び防災対策について十分考慮されたものでなければならない。

（設備）

第四条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める特別養護老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）

三 食堂

四 浴室

五 洗面設備

六 便所

七 医務室

八 調理室

九 介護職員室

十 看護職員室

十一 機能訓練室

十二 面談室

十三 洗濯室又は洗濯場

十四 汚物処理室

十五 介護材料室

十六 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備

4 居室の一室の定員は、四人以下とする。

5 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
（職員）

第五条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長（特別養護老人ホームの長をいう。以下同じ。）

二 医師

三 生活相談員

四 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

- 五 栄養士
- 六 機能訓練指導員
- 七 調理員、事務員その他の職員

- 2 施設長は、常勤の者でなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の資格要件)

第六条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは同法第二条第一項に規定する社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 3 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームの設置者は、入所定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(非常災害対策)

第八条 特別養護老人ホームの設置者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第九条 特別養護老人ホームの設置者は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の状況に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入所者の処遇が完結した日から二年間保存しなければならない。

(入退所)

第十条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。以下この条において同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に

照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

- 3 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及び当該入所者の家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（処遇計画）

第十一条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及び当該入所者の家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者に係る処遇計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に係る処遇計画について、当該入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。（処遇の方針）

第十二条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、当該入所者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者に係る処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は当該入所者の家族に対し、処遇上必要な事項について説明しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十九条の二及び第二十五条第八項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 特別養護老人ホームの設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にそ

の改善を図らなければならない。

(健康管理)

第十三条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第十三条の二 特別養護老人ホームの開設者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(施設長の責務)

第十四条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第十九条の二までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十四条の二 特別養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十五条 特別養護老人ホームには、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十六条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第十八条 特別養護老人ホームの設置者は、行った処遇に関する入所者又は当該入所者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の

内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 特別養護老人ホームの設置者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第十九条 特別養護老人ホームの設置者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第十九条の二 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する基準)

第二十条 この章に定めるもののほか、特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第二十一条 前章(第五条第一項、第二項及び第四項を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第二十二条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営

を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(設備)

第二十三条 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第一号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備

2 ユニットの居室の一室の定員は、一人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

3 前二項並びに第二十七条において準用する第四条第一項、第二項及び第五項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(運営規程)

第二十四条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、ユニットごとの入居定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(サービスの取扱方針)

第二十五条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又は当該入居者の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（定員の遵守）

第二十六条 ユニット型特別養護老人ホームには、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第二十七条 前章（第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。）の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二及び第十六条から第十九条の二まで」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第二十八条 この章に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

（この章の趣旨）

第二十九条 前二章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備）

第三十条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室

- 八 調理室
- 九 介護職員室
- 十 看護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 面談室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室
- 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備

2 居室の一室の定員は、四人以下とする。

3 前二項並びに第三十二条において準用する第四条第一項、第二項及び第五項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第三十一条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活相談員
- 四 介護職員又は看護職員
- 五 栄養士
- 六 機能訓練指導員
- 七 調理員、事務員その他の職員

2 前項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、当該サテライト型居住施設に係る本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、前項第二号に掲げる職員を置かないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第五号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 四 病院（病床数が百床以上のものに限る。） 栄養士
- 五 診療所 事務員その他の従業者

4 地域密着型特別養護老人ホームに三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第

百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第百十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 地域密着型特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所に生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。

6 前各項並びに次条において準用する第五条第二項及び第三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

（準用）

第三十二条 第二章（第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項並びに第二十条を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第三十二条において準用する第七条から第十三条の二まで及び第十四条の二から第十九条の二まで」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第三十三条 この章に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

（この章の趣旨）

第三十四条 前三章（第三十一条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備）

第三十五条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第一号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

- 八 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備
- 2 ユニットの居室の一室の定員は、一人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- 3 前二項並びに次条において準用する第四条第一項、第二項及び第五項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第三十六条 第二章（第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。）及び第三章（第二十一条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条を除く。）の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第三十六条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二、第十六条から第十九条の二まで及び第二十四条から第二十六条まで」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第三十七条 この章に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十八条 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(特別養護老人ホームの設備に関する経過措置)
- 2 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第一項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号。附則第四項において「設備運営基準」という。）第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成十六年四月一日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、第四条第三項第十四号、第二十三条第一項

- 第六号、第三十条第一項第十四号及び第三十五条第一項第六号の規定は、当分の間適用しない。
- 3 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第四条第四項及び第三十条第二項の規定の適用については、第四条第四項及び第三十条第二項中「四人」とあるのは「原則として四人」とする。
- 4 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第四条第二項（設備運営基準第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として四人」とあるのは「八人」とする。
（ユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされるものに関する経過措置）
- 5 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号）附則第三条第一項の規定により特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされる特別養護老人ホームについては、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該特別養護老人ホームが第五条第一項、第二項及び第四項並びに同章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
（一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置）
- 6 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「改正省令」という。）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）については、この条例の施行の日（附則第十四項において「施行日」という。）以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十三項までの規定によることができる。
- 7 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第二十二条に、それ以外の部分にあっては第二条に定めるところによる。
- 8 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあっては第二十三条並びに第二十七条において準用する第四条第一項、第二項及び第五項に、それ以外の部分にあっては第四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室、宿直室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 9 一部ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員並びにユニットごとに入居定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 10 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第二十五条に、それ以外の部分にあっては第十二条に定めるところによる。
- 11 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあっては

- 第二十六条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。
- 12 第二章（第二条、第四条、第七条、第十二条、第十五条及び第二十条を除く。）の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条まで」とあるのは「附則第九項から附則第十一項まで並びに附則第十二項において準用する第八条から第十一条まで、第十三条及び第十六条から第十九条まで」と読み替えるものとする。
- 13 附則第六項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。
（一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する経過措置）
- 14 改正省令附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（以下「一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十七項までの規定によることができる。
- 15 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第三十五条並びに第三十六条において準用する第四条第一項、第二項及び第五項に、それ以外の部分にあつては第三十条並びに第三十二条において準用する第四条第一項、第二項及び第五項に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室、宿直室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 16 第二章（第二条、第四条、第五条第一項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。）、第三十一条、附則第七項及び附則第九項から附則第十一項までの規定は、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条まで」とあるのは「附則第十六項において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十六条から第十九条まで及び附則第九項から附則第十一項まで」と読み替えるものとする。
- 17 附則第十四項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、規則で定める。
附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第三十八号）
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第五十号）
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改

正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第二十二条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三十三条、第一百二十一条、第一百三十三条、第一百五十五条（新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十条の三、第一百六十六条、第一百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第一百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三條、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四条、第一百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。）、第一百八十六条、第一百九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定

居宅サービス等基準条例第十九条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三十一条、第二百一十一条、第三百三十三条、第五百十条（新指定居宅サービス等基準条例第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十条の三、第六十六条、第七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百二条、第二百十三條、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四条、第三百三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。）、第八十六条、第九十七条、第二百十条、第二百十三條及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第十七条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第九十八条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第一百三十一条、第二百一十一条、第五百十条（新指定居宅サービス等基準条例第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十条の三、第六十六条、第二百二条及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、第一百三十一条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百二十四条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）、第一百二十二条第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第一百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百三十条の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第八十六条及び第九十七条において準用する場合を含む。）及び第二百八条第六項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。